

奈良県自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十六号

奈良県自動車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良県自動車駐車場条例（昭和二十七年七月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例

第一条中「」を」の下に「乗合型自動車の乗客の乗降の便宜を図るため奈良県自動車乗降場（以下「乗降場」という。）を」を加える。

第二条第二号中「奈良大仏前自動車駐車場」を「奈良大仏殿前自動車駐車場」に改め、同条に次の一号を加える。

四 奈良上三橋自動車駐車場 大和郡山市上三橋町

第二条に次の一項を加える。

2 乗降場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
-----	-----

一 奈良公園バスターミナル	奈良市登大路町
---------------	---------

二 奈良高畑自動車乗降場	奈良市高畑町
--------------	--------

第三条を次のように改める。

（使用料）

第三条 駐車場又は乗降場を使用しようとする者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならぬ。

2 前項の規定による使用料の納付は、前納とする。ただし、知事が定める場合には、後納することができる。

第八条を第九条とする。

第七条中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「駐車場」の下に「又は乗降場」を加え、同条を第七条とする。

第五条中「駐車場内」の下に「又は乗降場内」を加え、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(使用料の還付)

第五条 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第三条関係)

一 駐車場及び乗降場を使用する場合 (乗合型自動車に限る。)

駐車場		乗降場		使用料 (一日当たりの 駐車場への駐車一回及 び乗降場への入場一回 又は二回につき)
奈良上三橋自動車駐車場		奈良公園バスターミナル	奈良公園バスターミナル	
奈良高畑自動車駐車場		奈良高畑自動車乗降場	奈良高畑自動車乗降場	二、〇〇〇円
		奈良公園バスターミナル	奈良公園バスターミナル	三、〇〇〇円
		奈良高畑自動車乗降場	奈良高畑自動車乗降場	二、五〇〇円

注 知事は、この表に定めるもののほか、乗客が知事が定める区域に宿泊する場合においては、奈良高畑自動車駐車場又は奈良大仏殿前自動車駐車場の連日使用 (午前零時までに入場し、当該入場した日の翌日以後に退場することをいう。以下同じ。) をさせることができる。この場合の使用料は、奈良公園バスターミナルを使用する場合にあっては二千五百円、奈良高畑自動車乗降場を使用する場合にあっては二千円とする。

二 乗降場のみを使用する場合 (乗合型自動車に限る。)

乗降場	使用料 (入場一回又は二回につき)

奈良公園バスターミナル	二、〇〇〇円
奈良高畑自動車乗降場	一、五〇〇円

三 駐車場のみを使用する場合

1 乗合型自動車

駐車場	使用料（一回につき）	備考
奈良高畑自動車 駐車場	二、〇〇〇円	連日使用をする場合に 限る。
奈良大仏殿前自 動車駐車場	二、〇〇〇円	連日使用をする場合その他 特別の必要があると知事が 認める場合に 限る。

2 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を除く。）

駐車場	使用料（一日一回につき）
奈良高畑自動車駐車場	一、〇〇〇円
奈良大仏殿前自動車駐車場	一、〇〇〇円
奈良登大路自動車駐車場	一、〇〇〇円

注 奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条
 第一項に規定する県の休日を除き、奈良登大路自動車駐車場における二時間
 未満の駐車に係る使用料は、無料とする。

3 自動二輪車及び原動機付自転車

駐車場	使用料（一日一回につき）
奈良高畑自動車駐車場	三〇〇円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年四月十三日から施行する。
（奈良県特別会計設置条例の一部改正）
- 2 奈良県特別会計設置条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
第一条第三号を次のように改める。
三 自動車駐車場及び自動車乗降場の管理及び運営 奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計
第二条の表第三号中「奈良県自動車駐車場費特別会計」を「奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計」に改める。
（奈良県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際前項の規定による改正前の奈良県特別会計設置条例第一条第三号に規定する奈良県自動車駐車場費特別会計に属する権利及び義務は、同項の規定による改正後の奈良県特別会計設置条例第一条第三号に規定する奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計に帰属するものとする。